

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		市民の森の使用料の減免（会議室等）
根拠条例・規則等名		さいたま市市民の森条例・さいたま市市民の森条例施行規則
条 項		第 12 条第 2 項、第 13 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 見沼グリーンセンター（電話：048-664-5915）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	基準については、条例第 12 条第 2 項、第 13 条施行規則第 7 条第 1 項の記載事項
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	即日 利用申請は原則として窓口申請となることから、即日許可となります。（利用申請書及び減免申請書は同時提出）
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		